

神奈川県議会 令和7年第1回定例会 建設・企業常任委員会

令和7年3月5日

◆佐々木正行委員

公明党、佐々木です。よろしくお願いいたします。

まず、県が管理する下水道管の点検等について、何点か伺いたいと思います。

今回、埼玉で発生され、多くの県民の皆様の日常生活に支障を来しました。他の会派の委員の皆様も質問されておりましたが、私の方からは、まず、県はこれまでの定期点検において、管の内部をカメラで調査しているというふうに承知しておりますけれども、この方法について伺います。

◎下水道課長

県が管理している流域下水道のような大規模な下水管の点検は、一般的に自走する小型の車両にカメラを搭載し、これを用いて管内の状況を撮影し、腐食、劣化、損傷、侵入水などを確認するといった方法で実施しております。下水の水深が深く、小型の自走車による調査ができない箇所では、水上走行が可能な船の上にカメラを搭載し、同様の調査を実施しています。

◆佐々木正行委員

水深によって機械を使い分けて点検しているということありますけれども、この下水管の内部はどのくらいの水深があるのか伺います。

◎下水道課長

流域下水道の下水管内部に流れる下水の水深については、管の大きさや流量の比較的少ない上流部、流量の多い下流部といった箇所での違いはあります。最大で管径約4メートルの箇所で水深1メートル、平均すると約40センチメートルでございます。

◆佐々木正行委員

今の点検方法では、この下の汚水等の水面より上の部分しか点検ができないというふうに思うんですけれども、水面より下の部分はどのように確認しているのか伺います。

◎下水道課長

点検に当たっては、極力水量が少ない時間帯において実施するなど、工夫をしながらできる限り管全体を確認していますが、現在のテレビカメラの撮影による点検方法では、水面より下の部分については管の状態を確認することができません。この部分の状態を確認するためには、ポンプ排水などで管内の水位をさらに下げて確認するといった方法が考えられますが、流域下水道では下水の流量が多いため実施することが困難です。水面の下では管を腐食させる直接の原因となる硫酸が生成されませんので、比較的腐食が進まない箇所であるとは言われており、これまで県では水面下の状態確認のための点検は実施せず、管の見

える範囲から状態を推察しています。

◆佐々木正行委員

下水を止めることができない限り、点検できない箇所があるということなので、この下水管の表面の何割程度が点検できていないということになるのか伺います。

◎下水道課長

場所による違いはございますが、平均すると下水管内部の表面の約2割は水面の下にあるということになります。

◆佐々木正行委員

下水管の内部の全てを点検できていないのに、なぜこの下水管に問題はないと判断できるのか、いろんな文献等もあって硫化水素が蔓延しないから、水が汚水の下だということなんでしょうねけれども、その判断がなぜできるのか伺います。

◎下水道課長

下水管の内部のうち、空気に触れる基層部と言われる水面より上部の箇所で硫酸によるコンクリートの腐食が激しく起こると言われております。このため、この基層部の腐食の状態を確認することで管全体の健全性を判断しております。

◆佐々木正行委員

水中は調査していないということですが、適切な予防保全という観点からすると、また、県民の安心のためということも考えると、水中の点検も今後は行っていくべきなんじゃないかと思いますが、どのように取り組んでいくかとしているか伺います。

◎下水道課長

近年では、潜水式ドローンなど、新たな点検機器の技術開発も行われておりますので、こうした情報を収集し、本県でも導入が可能かなど検討しております。

また、今回の事故を受けて設置した国の有識者委員会では、点検方法などについても検討されると聞いておりまして、こうした議論も参考にしてまいります。

◆佐々木正行委員

この下水管の点検については理解を一応したということにしますが、次に、事故に対する県の考え方について伺いますが、今回の事故が大規模になったのは、管が大きいこと、地下10メートルと深いこと、地盤が軟弱だった、この三つの条件が重なったからだというふうに専門家も言っておりますが、県はどのように見ているのか伺います。

◎下水道課長

今回の事故が大規模になったのは、専門家の方がおっしゃるように、下水管が管径 4.7 メートルと大きかったことと、地下深くに埋設されていたことがその大きな要因になったものと考えています。また、地盤が軟弱であったことも空洞を大きくする要因と考えられており、県としても同様の考えでございます。

◆佐々木正行委員

埼玉の関係者にもお聞きしましたけれども、様々な要因があったということとで、神奈川県においては、流域下水道管が埋設されている箇所で埼玉と同様のような状態の箇所があるのか、伺います。

◎下水道課長

本県でも埼玉県と同様に大規模な下水管を管理しており、管径が大きいものや地下深くに埋設されているものもあります。今回、埼玉県の事故を受けて確認した範囲では、地盤が軟弱なところに設置された下水管はありますが、道路面から深さ 30 メートルまで著しい軟弱地盤が続いている場所はありませんでした。

◆佐々木正行委員

県の流域下水道では著しい軟弱地盤が続いている箇所はないということありますので、今回の事故は内面から破損したのではなくて、地盤が軟弱であったための下水管の一部が沈下し、継ぎ手部分が破損するなど、管の外側から破損が生じて道路が陥没したことも考えられるのではないかと、私は素人ながら思うんですが、これは基本的に地盤が固ければ水分等が浸透していかない、管の表面の部分に行かないと思うんですが、埼玉の場合は非常に N 値ゼロと言つていましたけれども、地盤が軟弱だったということで、外側から腐食していったんじやないかということも考えられるのではないかと思いますが、その辺は県はどう考えているかお伺いします。

◎下水道課長

埼玉県の事故の原因は、現在、埼玉県や有識者委員会などで調査中であり詳細は承知しておりませんが、下水管の破損の多くは内部の腐食によるものと言われています。しかしながら、地中において設計の想定を超えた力が加わるなどして、管の外側から破損が生じた可能性も否定はできないと考えられます。

◆佐々木正行委員

可能性があるということなので、そういう地盤じゃないということは、神奈川県は、県民の皆さん安心する部分かもしれません、もしこの管の外側から破損が生じたとしても、道路陥没等に至らないようにフェイルセーフの考え方から、周りを路上のところを薬液注入して固める対策などが専門家が言われていますが、県はこのような対策を今後検討する余地があるのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎下水道課長

管の周りに薬液を注入して固める方法は、管の破損に起因する道路陥没を未然に防ぐ対策の一つとして考えられます。現在は、管の内部を追って強度を高めるラーニングなど、内部から管を補修することで管の破損を未然に防止していますが、内部からの施工が困難な場合などは、薬液注入など管の外からの対策についても検討します。

◆佐々木正行委員

次に、下水管の老朽化対策について伺いますが、平成 16 年 4 月に施行された下水道法施行令の改正によってこの下水管を腐食しにくい材料でつくって、腐食を防止する措置を講じることが規定されたわけですが、全国の下水管では、旧の基準で整備されたものが約 76% あるというように承知しておりますが、本県ではどの程度なのか伺います。

◎下水道課長

本県の流域下水道において、基準が改正された平成 16 年までに整備された下水管は全体の約 98% となっております。

◆佐々木正行委員

下水管の耐用年数というのは 50 年であると言われておりますが、埼玉県の事故では建設後 40 年の管が破損したということでありますて、耐用年数は超過していないわけです。全国約 49 万キロの下水管のうち 50 年を超過するものは令和 4 年度末時点で約 3 キロメートル、令和 14 年度末で約 9 万キロ、令和 24 年度末には約 20 万キロと承知しておりますが、県の状況について伺います。

◎下水道課長

県の流域下水道における下水管の全体延長約 174 キロメートルのうち、50 年を超過するものは令和 4 年度末時点で約 9 キロメートル、令和 14 年度末には約 54 キロメートル、令和 24 年度末には約 133 キロメートルとなります。

◆佐々木正行委員

今の答弁を踏まえて、耐用年数を迎える下水管の更新については、県はどのように今後取り組んでいくのか伺います。

◎下水道課長

県の流域下水道事業では、現在、耐用年数を超える設備が多い処理場を優先して施設の更新に取り組んでおりますが、下水管についても耐用年数と言われる 50 年を迎える管が増加していくことから、今後、計画的に対策を講じていく必要があると考えています。

そこで、定期的な点検と診断、補修を繰り返す、メンテナンスサイクルをしつかり回し、長寿命化を図りながら下水管の更新について検討を進めていきます。

◆佐々木正行委員

そこで、今まで私はちょっと下水管、埋設されている下水管というのは盲点だったんじゃないかなと思っているんですね。上水道のほうは結構やっている気がするんですが、神奈川県の流域下水道施設災害対策実施要領というのがあります、これの中身を見ると、処理施設等のこういう災害対策の実施の中身について、あんまり下水管の管路についてそんなに触れてないような感じをしておりまますし、また、社会資本整備総合交付金等で出ている内容につきましても、どちらかというと上水道、あるいは社会資本整備総合交付金の配分を見ても、なかなか下水管管路そのものに対する危機管理についてはあまり記載されてないような、私は気がしております。

そういう意味でも、今回のこのいまだかつてないような、50年ぐらいないような、こういう危機が訪れて浮き彫りになってきたからには、この流域下水道施設の災害対策実施要領等にも、下水管の管路についての危機管理的な取組についても明確に記載をして、それから、今後その点検も含めて位置づけをちゃんとしていく、それとともに市町村とよく連携を取って、その下水道施設の管理というのは市町村も一緒になって行っているわけでありますので、そういう流域下水道事業連絡協議会の中でも、そういう議題を出しながらしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思いますが、その要綱について、あるいは協議会の今後の議事についても、下水道管の管理についてしっかりと位置づけしていく、そういうことが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎下水道課長

今、委員お話のありました流域下水道施設の災害対策実施要領、これにつきましては、想定する災害としまして、異常降雨時の対応、地震時の対応、火災時の対応、そのほか事故等による二次災害という、この四つの災害を想定しておりますが、御指摘のとおり、管路が破損したというようなことを具体にお示ししているものではございません。今の委員の御指摘を踏まえまして、市町村とも協議するようなことを進めていきたいと考えております。

◆佐々木正行委員

ぜひ、そのところをしっかりと位置づけて今後議論していく、県民の安全・安心、生活を守るためにぜひ位置づけをしっかりとしていただきたいというふうに思います。

今回の事故を踏まえて、国では有識者委員会を立ち上げて、その中で、道路管理者を始めとする他の管理者とのリスク情報の共有等の在り方についても検討するというふうに聞いております。

したがって、神奈川県本県でも下水道が中心となって、こういった情報共有の場を組織することが必要と考えますけれども、県の見解を伺います。

◎下水道課長

今回の埼玉県の事故では、下水管の破損のみならず、ガス管や電話線なども被害を受け、住民等に多大な影響を与えました。こうした影響を最小限にするため

には、各施設の位置関係や各管理者が把握している点検結果などの維持管理情報を関係者間で共有し、災害等が発生した場合にいち早く復旧できるよう備えていくことが大切です。

今回、委員から頂いた御意見も踏まえ、国の有識者委員会の議論を注視しながら、今後、情報共有の在り方について検討していきたいと考えております。

◆佐々木正行委員

ぜひ、神奈川県もいち早くそういう協議に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、神奈川県が国交省から指示があった58キロの点検についてはすぐにやつていただいたというふうに認識しておりますけれども、174キロについては独自にしっかりとやっているということなので、国交省の指示じゃなく、県民の安全・安心、暮らしの安全のために独自にやっているということなので、こういう協議会も国の動向を見るのが必要だとは思いますが、しっかりと神奈川県独自に取組を始めるということをぜひお願いしたいと思いますが、部長、いかがですか。

◎河川下水道部長

今、国の有識者会議の中で、今後の在り方一水道の維持管理とか点検の在り方というのが議論されております。もちろんそういう議論は、国の現在最高峰の技術の粋を集めての答申が今後出てくるというふうに考えておりますので、それはもちろん重要であったというふうに認識しておりますので、そこはしっかりと注視していきたいと思います。

それとは別に、やはり神奈川県独自として、今、委員からもお話ありましたように、今回の点検でも国からの指示を超えて神奈川県としてやるべきだというふうな強い意識を持って、点検に今取り組んでいる最中でございます。こうした意識をやはり引き続き持ちながら、今、委員からお話のあった協議会とか、そういうものにもしっかりと取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

◆佐々木正行委員

ぜひ、私は先ほど言いましたように、下水道管路というのは非常に盲点だったというふうに認識しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、県営団地における諸課題について質問させていただきますが、まず、我が会派が本会議で質問した県による共益費の徴収について伺いますが、今のところ8団体から申込みがあって、本年4月より徴収を始める一方、県による徴収を希望するものの入居者の合意形成に苦慮している団地もあるということがありますが、その理由をお伺いたします。

◎公共住宅課長

共益費の徴収につきまして、入居者の合意形成が難しい団地から話を伺ったところ、自治会としては県徴収を希望するものの、月100円の事務コストを負担することに難色を示されるということや、自治会による集金に入居者の方々が

すっかりなじんでいるのに、変えることへの理解が得られないということから、合意がいただけないということでございました。

そのため、今後こうした入居者に対しまして県職員が直接団地に伺い、自治会役員とともに現状、入居者の高齢化による役員の成り手不足などにより、自治会による共益費の徴収が難しくなってきていることについて丁寧に説明することで、県による徴収を実施できるように支援をしていきます。

◆佐々木正行委員

今後、清掃とか草刈りなどの費用についても県が共益費として徴収して、指定管理者の業務として実施することを検討していくということですが、具体的にどのように進めていくつもりなのか伺います。

◎公共住宅課長

共益費である光熱水費について県徴収を開始するのに当たり、自治会からは清掃や草刈りなどの実施も困難になってきているという声も寄せられました。そこで、清掃や草刈りなどの費用についても県が共益費として徴収し、指定管理者の業務として実施することを検討していくことにいたしました。

今後の対応でございますが、まずは自治会に対しまして、清掃や草刈りなど、どのようなことを実施してほしいかをきめ細かくヒアリングしていきます。そして、例えば、清掃であれば、頻度や対象範囲などの仕様や必要となる経費などについて検討を進め、指定管理者と調整を行った上で自治会に周知をし、入居者の合意が図られた団地から実施していきたいと考えています。

◆佐々木正行委員

公益費の徴収については、丁寧に自治会と連携を取って取り組んでいこうとしているということは理解をしたところであります。

ところで、自治会には入居者から要望とか相談、苦情が寄せられることがあります。私も先日、地元の県営団地の自治会から苦情を受けたところであります。様々な相模原市域の、特に自分の選挙区は県営団地多いものですから対応をしているわけでありますが、今回受けた苦情は入居者による迷惑行為のトラブルでありました。こうしたトラブルの解決について、一般的にはどのように対応しているのか伺います。

◎公共住宅課長

団地内での迷惑行為などについて、自治会や入居者等から相談、苦情を受けたときは、まずは指定管理者が関係者から状況を詳しくお聞きをした上で、原因者とされる方に事実確認を行い、迷惑行為が確認できたときは、原因者に対して口頭や文書により指導を行っています。その際、県が必要に応じて指定管理者に対して処理方針の指示を行い、指定管理者はその方針にのっとって指導を行っているところでございます。

こうした対応を行ってもなかなか解決が図られないトラブルにつきましては、粘り強く指導を行っていくほか、県の職員と指定管理者が例えば警察などに相

談したり、原因者が障害をお持ちの方の場合、市の福祉部局に相談することがあります、通常業務が御多忙だったりして個別の案件に御協力を頂くのが難しいことがあります、対応に苦慮することもあります。

◆佐々木正行委員

迷惑行為のトラブル発生というのは、前提として共生社会ですから当事者目線に立って様々な対応を双方に対してしていかなければいけないわけでありますが、障害のほか、高齢による認知症とか、地域からの孤立など、様々な原因があると考えられます。

こういった点からトラブルへの対処については、住宅部局だけで対応するのではなくて、県の福祉部局、市町などと積極的に連携を図るとともに、事例集とか対応マニュアルの作成をすべきではないかと考えます。

というのは、指定管理者でも慣れてない方もいる、県の職員にも若手とか経験不足の方もいるということがあるので、基本的なマニュアル対応、そういうものをつくっていくことによってトラブルが減るんじゃないかと考えるからであります。見解を伺います。

◎公共住宅課長

まず、迷惑行為の背景には様々な要因が潜んでおり、例えば、原因者の自覚が乏しいものなど、住宅部局のみでは解決が困難な事例もあることから、県の福祉部局とトラブルの実情について情報を共有し、話し合う場を設け、その上で市町の福祉部局に協力を求め、入居者が生活保護受給者であれば福祉事務所、高齢者であれば地域包括支援センターなど、各事例の内容に応じて、より関係機関との連携が取れるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、毎月開催をしております県と指定管理者との連絡協議会において、県と指定管理者間の情報を共有し、これまでの事例や相手方の対応方法、相談、連絡先などをまとめたマニュアルを作成し、活用を図ることで、より迅速な解決に努めてまいります。

◆佐々木正行委員

ぜひお願いしたいと思います。

次に、昨年12月にこの委員会で、私、質問させていただいて、PFI事業の建て替えについては、その団地の工事をする範囲の方だけではなくて、団地全体の人々にしっかりと共有をして説明していただきたいというようなことを申し上げました。

それから、PFI事業者にも適切な対応を行うように、しっかりと入居者の移転について指導を行っているというような答弁を頂いたところであります、その点二つ、どのような対応だったか簡潔にお答えしていただければと思います。

◎公共住宅課長

対応状況でございますが、まず上溝団地におきまして、令和7年2月28日と

3月1日に団地全体の入居者の方々を対象とした2工区の建て替えの計画の内容、スケジュールなどについての説明会を開催し、100名を超える団地の方々がお見えになりました。

また、説明後には、集会所の階数や建物の解体除却工事の進め方など、工事内容に関する御質問を頂き、その場で回答もしております。今後も、引き続き事業の進捗に応じまして、上溝団地全体の入居者の方々への情報提供を丁寧に行ってまいります。

また、県からPFI事業者への指導でございますが、前回の委員会後、12月18日でございますが、速やかに県からPFI事業者に対しまして入居者移転支援に関する指導を行いました。具体には、移転いただく入居者の方々は高齢者が多く、病気や個別の事情などがあるため一律ではなく、入居者の意向を丁寧に伺い、できる限り入居者に寄り添った対応を行うとともに、対応に苦慮する場合は、隨時県にも連絡や相談を行うよう求めたところでございます。

◆佐々木正行委員

この上溝団地はPFI事業ということで、県の団地では初めての取組であるということを踏まえて、団地住民への情報提供とか入居者の移転支援などは、改善すべきことがあったんじゃないかというふうに思います。その上で、このことを踏まえて、今後県としてどのように対応していくのか最後に伺います。

◎公共住宅課長

委員から御指摘のありましたとおり、上溝団地でのPFI事業を進めている中で、団地にお住まいの方々への建て替えに関する情報提供や入居者への移転支援業務などについて課題があったものと認識しております。御指摘を頂いたことを契機といたしまして、この改善すべき事項をしっかりと取りまとめ、引き継いでいくことで、今後の建て替え事業に生かしていきたいと考えております。

◆佐々木正行委員

次に、盛土規制法による規制の市町との関わりについて伺いますが、これまで県には土砂条例によって危険な盛土等を規制していたわけですが、この盛土規制法による規制が開始された後、県の土砂条例による規制等はどのようになるのか伺います。

◎土砂対策担当課長

本県の土砂条例による規制は、大きく3点ございました。具体には、1点目は、500立方メートル以上の土砂を搬出する場合の処理計画の作成、届出、2点目は、2,000平方メートル以上の土砂埋立て行為の許可、3点目は、危険な場合の土砂搬入禁止区域の指定といった内容です。このうち、2,000平方メートル以上の土砂埋立て行為の許可書、土砂搬入禁止区域の指定については、盛土規制法でこれ以上の規制ができることから廃止しました。残る500立方メートル以上の処理計画の作成、届出については、盛土規制法では規制できないため、引き続き土砂条例により対応することとしました。

◆佐々木正行委員

次に、市町での土砂条例の規制の内容を確認したいのと、また、この盛土規制法による規制が開始された後、市町の条例による規制等はどうなるのか、分かる範囲で教えてください。

◎土砂対策担当課長

市町の土砂条例ですが、藤沢市や小田原市など 19 市町は、小規模の盛土について規制するため、独自の条例を制定しています。規制の内容は市町により多少異なりますが、いずれの市町も県条例の対象とする盛土より小規模な、500 平方メートル以上の盛土を規制対象としています。

また、盛土規制法の規制開始に当たっては、こうした市町の土砂条例についても、県の土砂条例と同様に、重複する規定の削除や条例の廃止など見直しが進められていると聞いております。

◆佐々木正行委員

今後、この土砂等の規制は、県、それから政令指定都市、中核市、権限を移譲した市がそれぞれが所管することになると思いますが、県と政令指定都市などで申請の審査など同じレベルの規制を行えるのか伺います。

◎土砂対策担当課長

これまで県は、令和 4 年度から全市町村と警察とで構成する盛土対策連絡会議において、盛土規制法の規制開始に向けた様々な議論を行い、必要な調整や情報共有を図ってきました。この中で、法を所管する横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市と規制区域の考え方、審査内容等について、密に情報共有や意見交換等を行い、県と政令指定都市等が行う指導の内容にできるだけ差異が生じないように、盛土規制法の審査基準及び行政指導指針を作成しており、こうした基準等に基づく審査を行うことにより、同じレベルで規制が行えるものと考えております。

また、許可等の権限を移譲した鎌倉市についても、県が 2 月に策定した盛土規制法の審査基準及び行政指導指針に準拠して審査等を行うと伺っています。

規制開始以降も、引き続き各市と情報共有や意見交換等を行い、適切な規制となるよう取り組んでまいります。

◆佐々木正行委員

最後に、この盛土規制法による規制開始に伴って市町の条例が見直し、あるいは廃止されることによって市町との関わりが希薄となる懸念がありますが、今後県は市町村とどのように関わりながら危険な盛土の対策に取り組んでいくこうとしているのか、伺います。

◎土砂対策担当課長

これまで県は、盛土対策連絡会議で密に連絡調整を行うとともに、違反指導を

行う場合などには、必要に応じて土砂条例による処理検査の届出の情報を地元の市町村と共有し、連携して危険な盛土の対策に取り組んできました。

規制開始後も、県の土砂条例による処理計画の届出は継続しますので、引き続き市町村と連絡しながら土砂の搬出を確認し、盛土対策に活用するなど、盛土対策に取り組んでいきます。

また、連絡会議を通じて市町村や警察と連携し、盛土等の情報共有やパトロールなどにも引き続き取り組んでまいります。

◆佐々木正行委員

最後に、要望です。

いよいよ令和7年度から盛土規制法の規制が開始されるわけでありますが、県民の安全・安心を確保するために、しっかりと市町村と連携を密にしながら、きめ細かな抜け道のない確実な規制を行っていただきたいというふうに思います。

相模原市域も、旧城山町の葉山島で大変な土砂で県の職員もそうですし、旧町の職員も非常に苦労した経験がございます。そういうことも含めて、土砂、盛土対策にしっかりと取り組んでいただくように要望して、私の質問を終わります。